

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の項の次に次のように加える。

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）	別表第一第一号イ(1)（一）
（二）	（又）(i)（同号イ(1)（リ）(iii)に規定する理由を記載した文書に限る。）

別表第一の二食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項中「平成十二年埼玉県条例第二十二号」を削り、「別表第一第一号イ(1)（五）(ロ)及び第二号ハ(3)」を「別表第一第一号イ(1)（ホ）(ii)（同号イ(2)（一）(ホ)の規定により同号イ(1)（一）(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）及び（又）(ii)（同号イ(1)（一）(リ）(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録に限る。）並びに第二号ハ(3)」に改める。

別表第一の三食品衛生法施行条例の項中「別表第一第一号イ(1)（四）(ロ)及び(七）(又)」を「別表第一第一号イ(1)（一）(ニ)（ii）、（又）(i)（同号イ(1)（一）(リ）(iii)に規定する理由を記載した文書を除く。）及び（又）(ii)（同号イ(1)（一）(リ）(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録を除く。）並びに(2)（一）(ニ)（ii)及び(ト)（x）」に改める。

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項の次に次のように加える。

食品衛生法施行条例	別表第一第一号イ(1)（一）
	（又）(i)（同号イ(1)（一）(リ）(iii)に規定する理由を記載した文書に限る。）及び（ii)（同号イ(1)（一）(リ）(v)に規定する理由を記載した文書に限る。）

に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録に限る。）

別表第二の二食品衛生法施行条例の項中「別表第一第二号ホ(3)(三)」を「別表第一一号イ(1)(ㄆ)(ㄨ)(i)(同号イ(1)(ㄆ)(ㄷ)(iii)に規定する理由を記載した文書を除く。）」及び(ii)(同号イ(1)(ㄆ)(ㄷ)(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録を除く。）」並びに第二号ホ(3)(三)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。